

市第136号議案（関係部分）の審査

（加納委員） それでは、我が党のほうからは代表して牧嶋委員が幾つか質問をさせていただきましたので、それに関連して、特に校舎の耐震工事について幾つか確認させていただきます。

今回、予算の概要説明等々で私どもも今回の耐震工事について御説明いただきました。そして我々は以前から横浜市の学校の耐震化については先導的、先進的な形で他都市に比べて非常に耐震化率が高いという説明を聞いていましたし、そういった文書も出ていますので市民にそういう御説明もし、非常に安心していただいているということできました。

今回、牧嶋委員から校舎の耐震工事について、特に棟単位と床面積で、どちらをどうするのか、それからこれまで行ってきた耐震対策についてデータチェックをちゃんとしているのか、本当に我々が見ています。今回資料で皆さん方も知ってのとおり、市立小中学校の耐震対策状況について現在までの対策状況や今後の対策予定、そして棟単位について幾つかの新耐震、旧耐震、補強不要だとか対策が済んでいるとか、そういう中で未対策としては小中学校トータルで17で、本市は98.9%はある意味では耐震ができているということです。

もっと言うと耐震化率がこのデータを見ると平成21年4月1日現在、全国は67.0%、本市は98.9%、98.3%とか非常に耐震化率が高い。我々も安全だな、非常に進んでいるなと思ってきたのですが、幾つか資料をいただいた中で、市立小中学校の平成21年度の耐震対策状況として今言ったように98.9%は達成している。しかし実は教育委員会作成の平成22年度耐震補強実施校とまちづくり調整局作成の耐震性のリストの記載内容が違う。これの整合性をどうするのか。我々が安心だ、安全だ、非常に高いと思っていたのが実はよく調べてみると、そこにはいろいろと細かな数字の、ある意味ではデータの出し方があって、実質的には98.9%とか98.3%ではない。市民から見ると耐震化は、安全といったときに、一番新しい耐震の基準からする本当に安心・安全なのだとある意味では見られやすいけれども、細かく見ていくと実は98.9%とか98.3%というのは、幾つかの不安材料がたくさんあることが資料を見てわかりました。特にまちづくり調整局の資料、それから教育委員会の資料にそこがあることについてどう考えているのか、不整合の理由は何なのか。そして対策不要とされていたものが、今回対策の対象になっていること、この2点についてお伺いいたします。

（田村教育長） 横浜市は早くから耐震化に取り組んでまいりましたけれども、先般、牧嶋委員のほうから御質問があった中で、文部科学省の棟単位の統計の取り方と面積ということで、結論からいいますともうちょっとわかりやすい形で今後改善を図っていくことが必要と考えております。

今なぜ不整合かということですが、幾つか理由がございます。1つはまちづくり調整局の公共建築物耐震性能リストには、今回御指摘を受けたものは記載をされております。毎年3月末に年1回しか修正、公表されないということで、実態とは整合がとれない部分が出てくるということです。もう一つは、学校施設は耐震対策の工事とは別に、大規模改修や増改築等を実施していますが、これらの工事を行う際に、建築基準法によりまして既に耐震対策が終了している既存部分についても、再度その時点での構造的な審査が求められます。そのため、現時点の診断によっては耐震対策が必要となる場合も出てくるということがございます。

また、耐震対策は阪神・淡路大震災以前から改修時をとらえて進めてきているほか、阪神・淡路大震災以後だけでも15年の期間を要し、相当大きな事業になってございます。この間、耐震対策を進める規模の基準が拡大された。具体的に申し上げますと、当初はかなり大きな建物でとらえていたものが、だんだん厳格にといいますが、きめ細かくやっていくようになりまして、小さな建物でも耐震性能を備えなければいけないということが決められて、基準が拡大しているということがございます。

また、これは先日来お答えしているところですが、文部科学省の統計のとり方、加納委員が先ほど挙げられた全国で六十幾つというものは、まさに文部科学省の解釈の物差しでやった数字でございまして、とり方にいろいろ違

いがある、御質問のような不整合が生じているということがございます。

後段の部分について、小野部長から補足で答弁させていただきます。

(小野施設担当部長) 技術的なことで少しわかりにくいと思いますが、建築基準法ではもともと建築物を建てた時点の法令に適合していればよいということを原則にしております。ただ、耐震対策だけは地震国日本ということで人の命にかかわる重要な事項でありますので、これは別に阪神・淡路大震災以降、建築物の耐震改修の促進に関する法律という法律ができて、努力義務ではございますが、かなり積極的に促進をしているという経過がございます。したがって、それぞれの時点での耐震診断に基づく判定というのは、建築基準法に基づく判定ですので、一応一定の耐震性能があると判断してございますが、阪神・淡路大震災以降、阪神・淡路大震災で相当なデータの積み上げとかその後技術的に飛躍的に進歩したということがありまして、審査基準がさらに厳しくなっていることもございますので、今後とも建物の改修時をとらえて耐震性能をきちっと確認しながら、安全性能を図っていきたくて考えているところでございます。

(加納委員) 今の説明は、こういう場や建築の専門家、工事を発注する工事関係者、我々議論できるところからすると、基準が変わっていくとかさまざまなことを聞きましたけれども、こういったペーパーだけで 98.9%と出てくると、本市は非常に学校の耐震化が進んでいるということ、それだけ安全性が高いと言っておきながら、耐震化が必要ないと言っているのに今回の予算で耐震化が必要されるということが出てきているとか、それから教育委員会が以前つくったデータがある時期からまちづくり調整局をお願いして、データ化してさまざまなことを進めているけれども、本市がつくったデータと裏付けの上でまちづくり調整局が推進しているから、学校の現状とデータがまともでないということが幾つか見られるわけです。

私は瀬谷区ですけれども、今回、瀬谷小学校の記載を見せてもらいましたが、データと現場が違うとか、幾つかの学校のデータを見ましたが、学校の実質的にある棟や建物がデータにはあつたりなかったり、我々民間からいうと建築基準法がどうだという形で大変なことです。データの蓄積をしていく上での不備が全く今まで見直されてきてないということが、私はこの資料を見て、また当局の皆さん方にも確認して、確かにそうですというような御発言をいただいています。

そこで一度は耐震済みで大丈夫と言われたものが、なぜ再度耐震をしなければいけないのか、今小野部長が言ったようなことだと思うのですが、もう一度その点について教育長から御答弁いただきたい。

(田村教育長) 小野部長がお答えした中でも触れさせていただきましたが、これまでの耐震診断基準は幾度か改定されていまして、旧基準によって診断を行ったものについては、再度診断はしないということになっております。ただ、増改築を行う場合は、建築基準法は既存部分について調査した結果、過去に行った耐震基準であっても、改めてそこで一定の数値等が出れば耐震補強が必要なものが出てくるわけです。今後も増築あるいは改修にあわせて既存校舎の安全性を確認して、そして耐震補強を行うことが出てくるかと思えます。いずれにしても、少しわかりにくくなっているという御指摘のとおりですので、その辺をもう少しわかりやすくなるような工夫は、ぜひしていきたいと思っております。今後もさらに対象を細かく見ていくと、これまでは必ずしも必要でなかった部分の小さな部分あるいは給食棟など子供たちがかわりのあるところでまだ対策が必要なところは出てきようと思えます。その辺は全体の状況を見きわめた上で計画的にやっていく。これも全国的にはかなり早くから取り組んで進んでおりますので、同じ状況は全国でもあるわけですが、加納委員御指摘の点を含めて、まちづくり調整局との連携をもう少し丁寧に緊密に行って、わかりやすくすることは心がけていきたいと思えます。

(加納委員) 学校は防災拠点でもあるし、安全性から考えて大変重要なことです。学校の現状と教育委員会がお持ちの図面、まちづくり調整局が持っている図面が明らかに食い違っているものはどれくらいあるのか、何%くらいあるのですか。

(小野施設担当部長) 現時点では何%というのはちょっとわかりませんが、例えば今回平成 22 年度に耐震工事を行うものとまちづくり調整局のホームページのもので現時点で違っているものは、例えば給食室を増築したり屋外階段を設置したり、あるいは屋上断熱とか大幅な改修をしたときに、既存部分についてももう一度診断をし直し

てほしいということで、その中でわかったのが3つほどございます。先ほどの瀬谷小学校は給食室の増築工事に伴うものです。あとは今まで文部科学省の統計のとり方ではエクспанションと呼んでおりますが、2棟扱いだっただのが実際は1棟だったので数字を1から2に直しているとかございますので、4つないし5つと判断しております。

(加納委員) もっとわかりやすく言ってほしい。学校の安全性を担保する1つの方法として耐震化をどう進めていくかがあると思います。横浜市は98.3%とか大変いいパーセンテージで進んでいます。それは私も理解します。ただ、98.3%とか98.9%とかで、100%安心ではない。いわゆる平成7年の耐震基準で安全だと言われたものがもう既に数字の中に入っているということで、すべてが現基準で100%ではなくて、過去の耐震基準でオーケイだったものが既にこの中に入ってしまった。しかし、増改築を含めていざやろうとするときに調べてみると全く現基準ではだめということから、この機会に直すということでもいいのか。

(小野施設担当部長) 考え方についてはそのとおりですが、昭和56年に宮城沖地震を契機として旧耐震から新耐震に大幅に変わりました。そのときが大幅な基準の変更になっていますので、それ以降は大きく変わっているというものではございません。当時の基準に合っていれば普通は大体合っているわけですが、どうしても年数がたってきたりしますといういろいろな状況の変化もありますので、そういったことで診断をすることはあるわけでございます。

(加納委員) そうすると安心だと思っていたけれども、昭和56年を境にして大きく変わった。昭和56年以降の耐震基準から安全だと言われていたけれども実は現基準では安全ではないものが入り込んで98.9%とか98.3%ということがこのデータの中にはある。現基準では実はこれだけの数字ではないと、安全性が非常に不安なところもあるから以前耐震済みとか補強は要らないといったのが、今回の予算の中でもう1回補強しなければいけないとか耐震をしなければいけないということが出てきている。そこでこれらの不整合について今後しっかり整理していかなければいけない。そしてすべて現行基準に照らし合わせるデータベース化をしていかないと、学校、そして災害拠点ということからすると、そのまま放置しておくのはどうかと私は思うのです。そういった部分では昭和56年以降云々ではなくて、今後のスケジュールの中でなるべくすべての校舎を現行基準に合わせる努力、工夫をすべきだと思うのですが、どうでしょうか。

(田村教育長) 公共建築物耐震性能リストとの整合ということで今年度の公表となります年度末に向けまして、まちづくり調整局と調整をしているところでございます。また今後小さな規模のところへの対策も必要となつてまいりますので、これまでの対策状況を含めまして、現場確認等による施設台帳の整理を含めて実態と整合のとれたデータの作成に努めてまいりたいと思っております。

(加納委員) ぜひお願いいたします。まちづくり調整局の持っているデータと教育委員会が持っているデータがまず違うところがある。それぞれデータ等も学校の現状が違うということが実はあって、そして今教育長がおっしゃったように、それぞれ学校が地域と連携して、ある意味では学校長の了解のもとにいろいろな建物が建っているものについてデータ化されていない。それが行ってみたら実は2棟だったのが1棟だったとかいろいろデータと現状が違う。安全性を担保する、そして安全だといっている資料そのものの中身が本当に担保されているかということ、実はそうではなかった。僕は昨年从不都合、不整合を何とかしようとして努力されて今日に至っているとも聞いていますので、速やかに現行制度に合わせるように、教育委員会のデータも、まちづくり調整局のデータも、現場の実情と合うようにしっかりとデータ化していただき、現行制度に沿った形の安全対策を図っていただきたいと思っておりますけれども、もう一度いかがでしょうか。

(田村教育長) 御指摘の点も含め、ぜひそのような方向で進めていきたいと思っております。

(加納委員) 現行法でいうと小学校、中学校、それぞれ耐震化率、それから棟単位で98.9%ということですが、校舎、体育館を入れて、それぞれ現行法でいうと今何%なのかわかりますか。資料を見ると小学校が96.8%、中学校が97.2%、トータル96.9%ですが、現行法での数字はどうなっていますか。

(小野施設担当部長) 今の数字は、建築物の耐震改修の促進に関する法律で規定されている規模の建物に対してどれだけ進捗しているかを示したものでございまして、今御質問の内容、建築基準法で現在切り取ったときにど

うなのかということは、またそれぞれ建物を建てた時点が違いますので、1,500棟以上の膨大な量がございしますが、もしも必要ということになれば、わかりやすい方法で今後少し精査していきたいと考えております。

（加納委員） 現状では掌握できていないので、今後、教育長がおっしゃったようなわかりやすい方法でどう明記していくか考えたいということの趣旨ですか。

（田村教育長） これは国が掌握する物差しによってはかるところだという正確なものが出ておると思います。ただ、加納委員の課題意識のような中で、もう少しさらに実態を把握するためということだと、今の時点でにわかには断定的なお答えまではできないということでございます。

#### 議第15号議案の審査

（加納委員） 横浜市が実質やってないのに今のような状況がある。特にここに書いてあるように、専決処分等についてもそういう中では違法ではないかということが一方ではあります。他都市との兼ね合いや今無所属クラブの皆さん方がおっしゃっていることを横浜市では検討しているけれども、横浜市がやろうとすると費用的にはどうなるのか、人員的にはどうなるのか、これに伴う前提としては、横浜市はかかわってないのではないかということについてまず御意見をお聞きしたい。

もう一つ、前提として横浜市がしっかり条例化してやろうといったときに、その後のシミュレーションはどこまで考えられていますか。

（田村教育長） 横浜市が給食を実施しておりまして、これは学校給食法に基づいてやっていますが、会計処理の問題については政令指定都市の中でも扱いはさまざまで、先ほど若林委員がおっしゃったような形は福岡市がやっております。そのほかの政令指定都市は横浜市と同じような形で行われています。

学校給食は長い沿革がございまして、まず事実が先行して文部科学省もその実態について追認するような形でずっと来ていたということが言えるかと思えます。ただ、現行の学校給食法の規定に基づいて横浜市は学校給食をやっておることは間違いのないわけで、その会計処理についていろいろ課題がある。会計処理の問題を今回御提案のありました条例でやっていくと、一番わかりやすいのは19万人分の子供たちの給食費の徴収に係る手を横浜市教育委員会が一括して受けてやっていかなければいけない。今はPTAというお話がございましたけれども、学校長による各学校のやり方がそれぞれ定着しておりますので、そこで会計処理を行っております。未納、督促等についても学校がすべて対応しておりますけれども、19万人の月額徴収をして、とれなかったところについてどうするかとか、そういうシステムをつくっていくことが、私は必要ではなからうかと思えます。予算の中ではそういった形の予算措置等はしてございませんけれども、いずれにしても、そういった制度設計をすることは実務的には避けられないと思っております。

（加納委員） 横浜市としてはしっかりやっていますという話と、ただ、会計の問題について御指摘の問題が一方であるので、これについては確かに文部科学省との兼ね合いも含めていろいろ今御主張がありましたけれども、前提としてやるとすれば、そういったことも含めて検討しなければいけないけれども、今回の予算には入っていないということです。この辺について具体的に横浜市が文部科学省の指導を受けるとか意見交換するというようなことにはやっているのかどうか、やっているとすれば、そこでどのような議論がされているのか。

（田村教育長） 文部科学省と具体的なやりとりをしているわけではございません。文部科学省が現在のやり方について問題ないと回答しているのは昭和30年代の話です。大きな流れとしては、その後そういう形がずっと定着しておりますので、給食費の条例化についての問題意識というのは、我々もしっかり受けとめなければいけないという課題は十分成り立つ、そこは一つ問題点であろう。幾つかの自治体では県が公会計処理を県下の市町村に指導しているところもございまして、それぞれいろいろな背景があると思えますけれども、適切にやっていくことは必要だとは思っておりますけれども、どこまで条例でということは文部科学省のほうもはっきりした見解は示してないところですよ。

（加納委員） 今無所属クラブのほうから提案が出されているわけで、それを受けて我々各会派もさまざまな情報を入手しながら議論も一方で進めてはいますが、文部科学省そのものがその程度だと、横浜市教育委員会として

もなかなか判断が難しい部分があるのかと思います。それは相談してないというのではなくて、昭和 30 年代のことについて、今の社会の流れの中でどうなのかということについて意見交換すべきですし、そういった情報をまたこちらにもいただきたい。その上で今回の提案について我々もさらにしっかり議論しなければいけないと思います。

(加納委員) いずれにしても、文部科学省は昭和 30 年代に言い放しで終わっているということもあるので、こういった現状も踏まえながら、横浜市として意見交換をしながら今後どうしていくべきなのか、今の御答弁ではあいまいな部分もあるし、年代が変わってきてストレートに言うのもなかなか難しいところもあるので、これを機会にしっかりと検討していただきたい。我が党としても、今の議論を踏まえて持ち帰らせていただきたいと思いません。

請願第 4 2 号の審査、採決

(加納委員) 私どもも先ほど斉藤委員からもありましたが、言わんとしていることはよくわかりますけれども、請願書の中身をそのまま採択というわけにはいきませんので、趣旨に沿わない、不採択とすべきものと思いません。

麻しん発生時の対応について

(加納委員) それでは、感染症の麻しんについて瀬谷区で発生し、集団感染という形ですが今終息を待っているということで、これについて保健所との連携、学校との連携、教育委員会との連携、さらに安全管理局との連携について、山田副市長がきょういらっしゃいますが、私は瀬谷区在住ですが、山田副市長は確か瀬谷区の担当副市長ですので、全庁的な形で議論させていただいて、できましたら山田副市長にも御答弁いただき、さらに、ここは健康福祉局、安全管理局についての委員会ではありませんので、所管のところとも連携させていただいて、後で御意見や調査の結果をいただければと思います。

その質問の後、新聞紙上で大きな報道になりました教育長の一身上の都合という件についても幾つかお聞かせいただきたいと思いません。

まず、麻しんについて、麻しんとは何なのか、麻しんについて国はどのような方向で今取り組んでいるのか、横浜市の体制はどうかという当たり前の話を確認させていただきます。

(田村教育長) 麻しんは、はしかとも言われていますが、学校で流行が広まってしまう可能性がある飛沫感染をすることによって第二種感染症という位置づけがなされております。教育委員会でもこういった感染症から子供を守るためにこれまでもいろいろ対応を図ってきているところでございます。

(加納委員) 国の今の流れについてもあわせてお願いします。

(田村教育長) 加納委員も昔罹患されたことがあるかと思いますが、過去、麻しんについては封じ込めということで感染を広げないようにするというので、国のほうでも感染防止に非常に力を入れて、それを受けて各自治体も学校も取り組んでいます。かつては、はしかということで受けとめ方も今とはちょっと違う状況かと思いますが、今日では麻しんについては文部科学省の通知もございまして、県でも会議の開催とか、国を挙げて取り組むという状況になっていると認識しています。

(加納委員) 時間も気にしながら割愛して申し上げますけれども、2012 年までに日本において麻しんは撲滅したいと、厚生労働省が文部科学省に協力をいただいて一気に徹底しているということです。今まで 1 回接種でよかったのが 2 回接種ということ、さらに中学校 1 年生と高校 3 年生相当についてもお金を出しながら一気に接種率を上げようと取り組んでいるわけです。したがって、国においても麻しんが出た場合には、全数を報告しなさいということで取り組んでいるものです。

さらに飛沫感染、もつという S A R S や新型インフルエンザよりも感染力が高いと私は聞いています。それは接触、飛沫、空気感染しているということから、S A R S や新型インフルエンザよりも実は感染力が高い。死亡率の問題等についてもさまざまありますけれども、そういう国の流れの中で教育委員会、それから衛生、福祉、もちろん危機管理も連動してこれをどう撲滅するか、そして世界においては麻しんが撲滅されたという国もある中で、そこに渡航する日本人が麻しんを持って行ってしまっているということから、国際的にも大変な問題を抱えている。さらに子供たちだけにかかるのではないかと言われてたのが一昨年、高校生、大学生、成人等についても大変な流

行をして、麻しんについて大変な危機感を持って取り組んでいるということです。

その中で瀬谷区の小学校で麻しんが発生しました。発生した流れを今日まで見てはいるのですが、その中において教育委員会、学校、そして健康福祉局の区福祉保健センターの連携がどうなっているか、そして連携した結果、教育委員会として何が不適當だったのか御答弁ください。

(田村教育長) 経過も含めて御説明させていただきます。

瀬谷区の小学校で、麻しんの予防接種歴がない転入してきた3人の兄弟が、2月4日から2月15日にかけて、学校保健安全法による第二種感染症の麻しんに感染したと医療機関から瀬谷区の福祉保健センターに届け出がございました。学校からは2月19日になって3人の兄弟を含めて6年生の同級生が2名感染した旨、教育委員会に報告がありました。感染者は小学校で5名となりましたが、他の欠席者の状況等から学校は感染の拡大が認められないと認識し、閉鎖等の措置はとりませんでした。学校は報告がおくれたということだけではなくて、実は欠席状況の集計にもちょっと誤りがございまして、こちらは教育委員会のほうでも集計の誤りの確認を正しく行っていなかったという状況がございます。

今回のことは、平成20年3月に学校における麻しん対応マニュアルを学校に配付しておりまして、さらに平成21年3月には改訂版を配付して、麻しんに対する対応をしっかりとやっていかなければいけないとマニュアルをつくって対応してきたわけですけれども、今回こうした中で改めて学校側の対応もさることながら、連携という点では非常に課題が残る。私どもとしては遺憾な対応があったと反省しております。3月24日に開催いたします全校の養護教諭を集めた説明会におきまして、1名でも発症した場合の速やかな報告など、全校に配布している学校におけるマニュアルの徹底を図っていきたいと思っております。

(加納委員) まず、教育委員会のミスですねけれども、何でこんなことが……学校現場と教育委員会の中で、しかも区の福祉保健センターも絡んでこんなにひどい対応なのか。2月4日に医療機関から瀬谷区の福祉保健センターに法律に基づき届け出が出ている。第1子と第2子に麻しんが発症しました。本来ならば国のガイドラインでは、すぐ、できれば24時間以内に速やかに保健所に報告しなさいとなっている。今18区は保健所ではない。区福祉保健センターは保健所の支所です。それが今回1日おいてから区の福祉保健センターは保健所長あてに報告している。学校は2月4日に区福祉保健センターからせっかく報告をもらったにもかかわらず、教育委員会に報告したのが2月19日です。4日から19日まで何していたのか。

区の福祉保健センターも4日に2人分の麻しんの報告が届いたにもかかわらず、その後学校に電話だけした。しっかり文書ももらいましたが、家族でかかっているかもしれないから調べてくださいと、本来は法律第15条によると調査をしなければいけないと書かれていて、本来区福祉保健センターは学校に行かなければならないが、行っていない。電話で確認だけです。そうしたら2月6日に第3子がまた発症して麻しんにかかったと医療機関から連絡が入った。その後10日にまた第4子の報告が来た。さらに15日には第5子が麻しんとの報告が届いた。その間、4日にかかった第1子のクラスメイト2人が感染してしまっている。区福祉保健センターは4日にいただいた医療機関からの届け出を5日に保健所長に出している。6日に来たものと10日に来たものは何と12日に出している。7日から11日まで置き放し。15日に届いたものは16日に出している。

区福祉保健センターと学校との連携がその程度ですから、教育委員会に上がってきたのが2月19日。2月19日の時点で区福祉保健センターは学校に調査に入った。そのときの報告が教育委員会に麻しんの第一報が発生しましたと来ている。何で教育委員会と学校はこんなにおくれたのか。しかもその後すぐにクラス、学校全体の接種率がどういう状況か報告書が出ている。これは出さなければいけない。その報告書の中身が足し算もできていない、引き算もできていない、その報告書がどういう意味かも学校はわかっていない。しかも上がってきたその報告を、学校長、学校側もしっかり見てない。受けた教育委員会もこんなに大事な報告なのに、数の精査もチェックもしないで今日まで置いている。私が確認して初めて気がついている。

麻しんの現状や国の対策からすると、教育委員会と区福祉保健センターのこんな対応許されないはずですが、しかも、ガイドラインによると1人でも発生したら学級閉鎖、学校閉鎖を考えなさいとある。確か麻しんは体育館に一

人感染者がいれば、ものすごい率で感染するというデータも出ている。2週間も置き放し、しかも区福祉保健センターは、ここに文書があるけれども、問題点は何ですかと聞いたら、教育委員会と学校がしっかり連携をとるものだと思っていましたと、教育委員会のマニュアルに沿って学校と教育委員会がやるものだと思っていましたというコメントが来ています。

次に、学校は1回接種、2回接種の把握をしていますか、ガイドラインでは把握しなさいと言っているけれども、横浜市全体で1回接種が何人いるのか、分母に対して何%なのか、2回接種は何人いるのか、何%なのかは、各学年ごとに小学校も含めて把握しなさいと言われている。もう一つ、教職員についてもしっかりと把握しなさいと言われていますけれども、学校における第1回、第2回の接種率、教職員の第1回、第2回の接種率が押さえられているかどうか確認します。

(田村教育長) 当該校の場合の接種率は89.9%で、児童在籍数が892名、接種済みが794名、これは1回接種で接種済みとした。接種歴なしが98名、内訳は罹患なしが9名、罹患ありが8名、不明が75名という現状がございました。

(加納委員) 在籍数が違う。私がいただいている数字と健康福祉局と教育委員会が確認している数も違う。教育長が今言った数も違う。国はすべての学校について調査をしなさいと言っている。できていないのが事実です。

次に、中学1年生相当、高校3年生相当について平成20年から国は、接種1期、2期は例えば乳児が1歳になったら、就学1年前に2期をやりなさいという指導ですが、そのほか3期、4期を今やっているけれども、それを県のガイドライン、県の対策会議に報告しなさいと言われている。この実態について教えてください。つまり国の指示に従って、横浜市が中学1年生相当と高校3年生相当について把握しなさいとなっている。その把握したものを都道府県の対策会議、ここでいうと神奈川県対策会議に学校別に報告することになっている。しかし、私が確認したら1回目、2回目は報告したらしい。しかし3回目は教育委員会側にも、本来受けている健康福祉局側にもその資料がなかった。つまり報告がされていなかった。神奈川県に報告をしなければいけないけれども、結局、その数はなしで。どうしてそうなったかについて理由はありますか。

(田村教育長) 神奈川県健康増進課で都道府県の麻しん対策会議をやることになっていますが、平成20年9月に開催したのですが、平成21年度は開催されてないということと、市の保健所あるいは教育委員会はそれに参加してないということであると受けとめております。

(加納委員) 本来報告するときに、学校から吸い上げて教育委員会がデータを把握して、健康福祉局に発信する、健康福祉局から県にというときに、教育委員会のシステムが壊れてしまったと聞いていますが、いかがですか。

(木村健康教育・人権教育担当部長) 健康福祉局のほうから求められているのが平成20年4月から9月末まで、この部分について既に報告済みになっております。

(加納委員) だから平成20年4月から9月までで、9月から2月までがないのでしょうか。

(木村健康教育・人権教育担当部長) それ以降はございません。

(加納委員) 国から、これだけ重要なものだから学校別に出して報告しなさいと言っているのにデータがない。途中まであったけれども、途中からない。それは健康福祉局が受けて県に報告しなければいけない。しかし、私は調査して、きょう質問するというところで情報を全部皆さんに発信した。教育委員会、学校、区福祉保健センター、教育委員会を通して健康福祉局にも発信していただいた。いまだにない。やっときょう午前中わかったのは、教育委員会は9月以降送っていませんということです。ということは、送ってないデータを1年分は、もしからしたら健康福祉局は県に報告して、それを国が使っているのかもしれない。

これだけ厳しい環境の中で国が大勢の方たちをお願いをし、対策を練っているにもかかわらず、一番肝心の学校側と教育委員会との連携が全くなっていないということです。寂しいぐらい、厳しいぐらいなっていない。それから健康福祉局は本来保健所にすぐに報告しなければいけない。区福祉保健センターは学校と連携して学級閉鎖、学級閉鎖をしなければならぬような状況にあるのに置いてある。しかも現実問題動いたのが2月4日から2月18日まで置いて、2月19日です。

さらに、山田副市長に、瀬谷区のことを言います。瀬谷区の区福祉保健センターは2月4日に把握しておいて、各区の学校支援担当係長に情報をお示したのは2月19日、区役所には感染症も含めての危機管理体制をつくるということで危機管理担当係長がいる。危機管理担当係長の方は、私が3日前、4日前にお示しし、そのとき初めてわかった。これだけ大きな感染症、国を含めて動いている感染症対策を各区が全くそのことを認識してないし、連携がとれてないし、やっともらった情報も数字がでたらめ、認識ができていない。しかも教育委員会から健康福祉局に送って、健康福祉局がそれを活用しようというデータすら半分はない中で活用されている。しかし大浜保健所長は、教育委員会と連携してしっかりやっていますというコメントがここに書かれている。

何を申し上げたいかというと、麻しん対策についてもう一度教育委員会として、学校と連携しながら見直しをしていただきたいということと、区保健福祉センター並びに健康福祉局としっかり連携をとってこの修正と問題点を洗い出して対応していただきたい。それから山田副市長に御答弁いただきますけれども、安全管理局を含めた危機管理と区の問題と各局との連携をしっかりやるべきだと思います。

したがって、瀬谷区の実情を瀬谷区担当である山田副市長に、私が教育長とやった議論を踏まえて、しっかりと調べていただきたい。そして問題点が何かということを確認していただいて、今、林市長は教育や救急医療についてしっかりやりますという発言をしているわけですから、現実はできていないという実情をまず山田副市長がしっかり確認していただきたいのですが、いかがでしょうか。

(田村教育長) 今回の対応で、学校に配っているマニュアルどおりの対応が行われていなかったということは大変申しわけなく遺憾なことだと思っております。私としては、健康福祉局との連携のことも含めて、まず学校側に対して今回のことについて強く反省を促したいと思っておりますし、また私どもの受けとめる側にも問題があったという認識をしております。24日に養護教諭を対象にした説明会がございますので、そこで改めて平成20年3月の対応マニュアル、それから昨年改訂版をもう1回しっかりと学校が理解してもらって、麻しんと診断された児童が1人でもいる場合には、速やかに学校医に相談するとともに、健康教育課及び福祉保健センターへ連絡するという徹底をしっかりと図ってまいりたいと思っております。大変遺憾な対応で申しわけないと思っております。

(山田副市長) 今るるお話をお伺いしてまいりまして、やはり麻しんはSARSに匹敵するような強い感染力のある問題にもかかわらず、ちょっと緊張感が現場には足りなかったのかもしれませんが。また加納委員おっしゃられるように、区、学校、教育委員会、区の保健福祉センター、健康福祉局、安全管理局、こういったところの一連の連携も本当に問題がなかったかどうか、もちろんマニュアルを徹底するということがありますけれども、こういう問題が起きた背景として何があるのか、きちんと必要な改善を図ってまいりたいと思っております。

(加納委員) 横浜市の保健所は18区の保健所体制から1保健所、18支所が変わった。そのときに大浜所長もいろいろなコメントをしています。感染症とか危機管理について、18区ではなくて1保健所のほうが情報も一元化できる、指示徹底も一元化できるというようなことから、そういう体制を組んできた。でも区役所、区福祉保健センターを中心としたありとあらゆる情報の中で、実はそれができていないということを山田副市長に確認していただきたい。

一昨年、医務監制度ができました。各区には医務監がついている。私は区に調査に行きました。その医務監の人は、反省をし、あのとき学級閉鎖すればよかったと、そういう考えもありました。それから報告も本来こうですと幾つか反省のコメントもされてきました。しかし、最終的に区の福祉保健センターから私に上がってきたのは全く自分たちの反省がないもの。すべて教育委員会と学校がこうであればというだけのコメントですよ。私は、医師免許をとるのが、行政の地方公務員として生きていくのか、専門職としてどっちをとるんですかということまで実はお話ししたのですが、負けないで医師としての専門性を生かして子供たちの健康、子供たちの安全性を考えたら、やはり学級閉鎖も含めて検討すべきだったのです。それが私から見ると負けてしまった。学校、教育委員会との連携を中心として区福祉保健センター、危機管理室、ありとあらゆるところで実はかかわって、本来やらなければいけないガイドラインまで出して徹底したことが、結局集団の中で置いていかれてしまっている。この辺のことについてはしっかりと副市長のほうで確認していただいて、子供の安全性を担保していただきたい。どうかよろしくお



願いいたします。

田村教育長、最近、一身上の都合という新聞記事を見ましたけれども、長い教育委員会の生活、さまざまやってこられて、私どもも団として後任の問題とかいろいろ議論していますけれども、田村教育長として、横浜市における教育の現場でのことを振り返って所見をお聞かせいただきたいし、新聞報道では一身上の問題というのは、市長との問題やらさまざま言われていますので、そういったことも含めて感想をお聞かせいただきたい。

(田村教育長) ちょうど2年前になりますけれども、議会で選任の同意の御議決をいただいたときに、横浜の教育をもっともっとよくしていきたいと、教育改革に邁進していきたいという気概と志を持って取り組んでいきたいとお話しさせていただきました。2年間全力投球でやってまいりました。いろいろな御意見はもちろんあることは承知しておりますけれども、本当に身勝手な申し出で恐縮ですけれども、2年間で一区切りついたということもございまして、わがままを言わせていただいて、今回みずから職を退かせてもらいたいと市長にもお願いし、また手続的に市長の同意と教育委員会の同意と2つの同意が効力の要件でございますので、教育委員会のほうにもその旨をお伝えし、御了解いただいたということでございます。次の人間に私としてはバトンタッチをしたいと考えておりまして、それ以上のものはございません。ありがとうございました。

(加納委員) 二人三脚でやってこられたというようなお話も聞く今田教育委員長、今の教育長の問題について御感想をお聞きます。

(今田教育委員会委員長) 私が教育委員のお仕事をいただきましたのは約7年前になりますが、そのときに田村氏は生涯学習部長だったかと思えます。それ以降、理事になられ、教育次長になられ、それから人事委員会の事務局長をやられ、長いおつき合いをいたしました。私、教育委員のお仕事をいただいてから一番感じたのは、教育行政の中で教育行政に詳しい人間を横浜市は余り育ててこなかったのではないかという感じが強くておりました。その中では田村氏はかなり広範な教育行政に対する知識があり、かつまた教育はかくあるべしという強い思いをお持ちでした。そういう意味で時には先輩として、私は人生の先輩というほどではありませんが、田村さん、この辺はもう少しということをいろいろお話ししたこともございます。今回市長に申し出をされ、過日の教育委員会の中でも、もう少し頑張ってもらいたいという大勢の委員の意見がございました。ただ、組織の中に生きた人間として彼自身いろいろな思いの中で後進に道を譲りたいということでしたので、そういう格好で皆さん御理解をいただいて、教育委員会としては田村教育長の申し出を了とさせていただいたということが実態でございます。

(加納委員) 最後に、また別のところに行かれても頑張ってください。

副市長、麻しんは本当に感染力が高いです。集団感染に入ってしまった。友人が2人感染してしまっていることからしますと、調査もしなければいけない。私はここで田村教育長にも謝罪してもらいたいし、それから変な話、健康福祉局長もしっかり確認して、私の調査では明らかに不備なのだから、医務監も謝罪すべきです。そういうことで調べていただいて、調査結果をできましたら私のほうにもいただければと要望して、私の質問を終わります。